

業務継続計画（BCP）基本方針

第1条 目的

本事業所は、地震、風水害等の自然災害、感染症の流行その他の緊急事態が発生した場合においても、利用者の生命および健康を守るため、訪問看護サービスの提供を可能な限り継続し、また中断した場合においても速やかに復旧することを目的として、業務継続計画（BCP）を策定する。

第2条 基本方針

当事業所は、災害および感染症等の緊急事態に備え、次の基本方針に基づき業務継続に取り組む。

1. 利用者および職員の生命・安全の確保を最優先とする。
2. 医療的ケアの必要性が高い利用者を中心に、訪問看護サービスの継続に努める。
3. 事業所機能の維持および早期復旧を図り、地域の在宅医療・介護サービスの継続に貢献する。
4. 平常時から災害および感染症発生を想定した備えを行い、職員への周知、研修および訓練を実施する。
5. 医療機関、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、行政機関等と連携し、地域全体での支援体制の確保に努める。

第3条 対象とする事象

本業務継続計画は、次の事象を対象とする。

1. 地震、風水害、豪雪等の自然災害
2. 新型インフルエンザ、COVID-19等の感染症の流行
3. その他、事業継続に重大な影響を及ぼす事象

第4条 BCPの発動

管理者は、災害や感染症の発生等により通常の業務継続が困難と判断した場合、本業務継続計画を発動する。

発動後は、利用者および職員の安全確保を最優先としつつ、医療的ケアの必要性が高い利用者を中心に訪問看護サービスの継続に努める。

第5条 平常時の取組

当事業所は、緊急事態発生時の被害を最小限に抑え、業務継続を確保するため、平常時より次の取組を行う。

- 職員および関係機関との連絡体制の整備
- 指揮命令系統の明確化
- 利用者情報および連絡先の管理
- 必要物資および感染防護具の備蓄
- 災害・感染症対応に関する研修および訓練の実施
- 業務継続計画の定期的な見直し

第6条 BCPの見直し

本計画は、法令改正、社会情勢の変化、訓練結果および災害対応の経験等を踏まえ、定期的に見直しを行う。

附則

本方針は 2024 年 4 月 1 日より施行する。

ゆるり訪問看護リハビリステーション多摩